

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2025

2

No.2170

特集

～介護離職を防ぐために～

事業主が取り組むべき「仕事と介護の両立支援」

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.7～】

- 動画版「令和6年版 労働経済の分析」を公開しました
- 2月は省エネルギー月間です！
- 年次有給休暇の取得促進について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



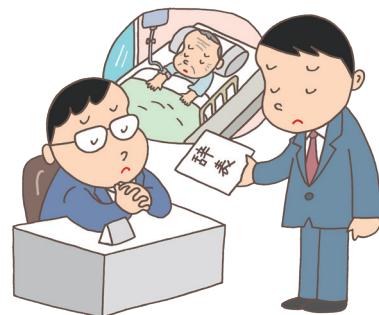
～介護離職を防ぐために～ 事業主が取り組むべき「仕事と介護の両立支援」

特定社会保険労務士 磯部 香

ビジネスケアラという言葉を聞いたことはありますか？

仕事をしながら介護に従事する人のことで、年々増加傾向にあります。特に親の介護を必要とするのは中核人材となる中高年が多く、仕事と介護の両立が難しい場合には、従業員本人のパフォーマンスの低下や介護離職に繋がる可能性が考えられ、結果として事業活動の継続にも大きなリスクを生じさせます。

働く誰もが介護の担い手となりえる超高齢化社会の日本において「仕事と介護の両立支援」は、すべての事業主が取り組むべき課題となっており、**令和7年4月から施行される育児・介護休業法の改正**とあわせて、5つの取組を紹介します。



1. 従業員の仕事と介護の両立に関する状況把握

介護は先の見通しが立てづらく、負担の程度は個々の状況によって異なります。まずはアンケートやヒアリング等により、従業員の介護の実態、仕事と介護との両立への不安、課題等を的確に把握し、両立支援の体制づくりを進めましょう。

2. 介護のために利用できる制度の設計・見直し

育児・介護休業法で定められた要介護状態^{※1}にある対象家族（配偶者・父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹・配偶者の父母）を介護するために利用できる制度^{※2}は以下の通りです。事業主は、仕事と介護の両立ができるような制度の設計や柔軟な働き方ができるように制度の見直しを検討しましょう。

介護休業	対象家族ごとに3回まで 通算93日を限度に休業可	- 介護を行うだけでなく、介護サービスを利用して仕事と介護の両立ができるような体制づくりの準備期間 - 要件を満たせば雇用保険から「介護休業給付金」が受給可
介護休暇	対象家族が1人の場合は年5日、 2人以上の場合は年10日が上限	- 対象家族の世話をを行うための休暇 - 原則として、時間単位での取得も可 - 有給or無給は会社ごとに決めることができます。
短時間勤務等	①短時間勤務＊ ②フレックスタイム制度 ③時差出勤 ④介護費用の補助等	①～④のいずれかの制度を導入する必要があります。 ＊短時間勤務を選択した場合、一日の所定労働時間の短縮、週・月の所定労働時間や日数の短縮、従業員が申し出る勤務しない日・時間を認める制度等を規定に定めます。
働き方の制限	所定外労働の制限	所定外労働（残業・休日出勤）すべてを免除
	時間外労働の制限	月24時間・年150時間を超える法定時間外労働の免除
	深夜業の制限	深夜勤務（22時～5時）の免除
テレワーク	（令和7年4月から） テレワークを選択できるよう制度化（ 努力義務 ）	テレワーク可能な職場は、導入により介護と仕事の両立しやすくなることが期待でき、前向きに検討してみましょう。

※1 要介護状態については、厚生労働省ウェブサイト掲載PDFを参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000145708.pdf>

※2 法律上、雇用形態に関わらず利用できますが、労使協定の締結によって一定の従業員からの利用の申出を拒むことができる場合があります。

3. 介護離職防止のための雇用環境整備（令和7年4月から）

事業主は、介護に関する両立支援制度の利用申出が円滑にできるようにするため、以下の4つのうち、いずれかを実施することが必要です。②相談窓口の設置、④自社の方針の周知は取り組みやすいので、おすすめです。

①介護に関する制度についての研修	②介護に関する制度の相談窓口の設置
③自社での制度利用者の事例収集・提供	④制度利用促進に関する自社の方針の周知

4. 介護に関する制度・申出先・介護休業給付金等に関する情報提供・意向確認等（令和7年4月から）

- ①**情報提供**：介護に直面する前の早い段階（40歳等）で、従業員への情報提供が義務付けられています。40歳時点に限らず、全従業員へ情報提供を行うことも望ましい取組です。
- ②**個別の周知・意向確認**：介護に直面した旨の申出をした従業員に対し、個別の面談等により制度内容等を改めて周知し、制度利用の意向を確認してください。

実施手段として、①は面談・書面交付・メールやイントラネットへの掲載等による方法で行えますが、②は個別の面談（WEB可）か書面交付を原則とし、従業員が希望する場合はメール等でもよいとされています。

5. 職場での働き方の見直し

働き方を工夫することで、制度を利用しなくても両立できるケースも考えられます。長時間労働の見直しや年次有給休暇の取得促進等、職場で急な休みが生じた場合に周囲の従業員がサポートできる体制を整備するため、情報共有や仕事配分の工夫など職場全体で見直してみましょう。

介護は、介護される側の状態や介護する側の事情が変化していくため、その都度異なる課題が現れます。日頃から相談しやすい職場の雰囲気醸成することも大切ではないでしょうか。

これらの取組を行うことで、従業員にとっては介護に直面しても働き続けることが可能になり、事業主にとっては企業価値の向上や事業運営のリスクマネジメントを行う観点からも有効と考えます。法改正に伴い、規定や労使協定の変更が必要となる場合もありますので、厚生労働省ホームページに掲載されている規定例・書式例や必要に応じて助成金も活用して、仕事と介護の両立支援策に取り組んでいきましょう。

詳しくは下の厚生労働省ホームページを参照ください。

・介護休業制度

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/index.html

・リーフレット「育児・介護休業法改正のポイント」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

・両立支援等助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

・介護保険制度について（40歳になられた方へ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

【問合せ】 神奈川労働局 雇用環境・均等部 電話 045-211-7380 8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始は除く。）や、お近くの社会保険労務士にお問い合わせください。

解雇・雇止め等相談強化期間及び労働相談等のお知らせ

神奈川県では、2・3月に「解雇・雇止め等相談強化期間」を設定し、労働相談会等を開催します。シフト削減や解雇・雇止め、パワーハラスメント等の解決に向け、ご相談ください。通常の一般労働相談や弁護士労働相談、夜間労働相談等も実施しています。相談はすべて無料、秘密は厳守しますので、ぜひご利用ください。

●労働相談会 <予約不要>

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、ハラスメント等に関するさまざまな労働問題等について、秘密厳守・無料でご相談に応じます。

日 時 令和7年2月28日(金) 10時～15時30分
会 場 ハローワーク川崎 主 催 神奈川県／川崎市

●一般労働相談 <予約不要・電話相談可>

正社員、パート、アルバイト、派遣社員などで働く方や事業主の方からの相談に職員が応じています。

日 時 月曜日～金曜日(平日のみ) 9時～16時30分(12時～13時は除く。)
会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日 時 令和7年2月25日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)
会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県／川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページにてご予約ください。

日 時 令和7年2月20日(木) 17時～19時30分(1人45分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)
会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県／川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたい方々の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。

※0歳(おおむね生後6か月以降)から6歳(就学前)までのお子さまを、カウンセリング中にお預かりします(無料)。

日 時 令和7年3月15日(土) 13時～16時(1人50分以内)
会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県



【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所

電話 044-833-3141(平日8時30分～17時15分 ※12時～13時は除く。)

かながわ労働センター
川崎支所ホームページ▶



川崎市技能功労者等表彰式を開催しました

川崎市では技能職者として長く同一職業に従事され、技能の錬磨や後進の指導育成などにより、市民生活の向上に貢献され功績のあった方々に対し、昭和47年から技能功労者等の表彰を行っています。

今年度は次のとおり表彰式を開催しました。



【市長祝辞】



【技能功労者】



【優秀技能者】



【優秀青年技能者】

日 程 令和6年12月24日（火）

場 所 川崎市産業振興会館 1階ホール

表彰内容 (1) 技能功労者表彰 19職種 36名

技能者として同一職業に30年以上従事、かつ、60歳以上の者のうち、すぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者

(2) 優秀技能者表彰 15職種 38名

技能者として同一職業に20年以上従事、かつ、40歳以上の者のうち、優秀技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者

(3) 優秀青年技能者表彰 12職種 16名

技能者として同一職業に10年以上従事、かつ、39歳以下の者のうち、青年技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち、将来を嘱望されている者

令和6年度「かわさき☆えるぼし」認証企業を決定！

認証企業は**140社**を突破！

川崎市では、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を「かわさき☆えるぼし」として認証し支援しています。制度創設から7回目となる今年度は、令和3年度に認証した企業のうち42社の更新に加え、新たに16社を「かわさき☆えるぼし」認証企業として決定しました！昨年度に認証した企業と合わせて146社が「かわさき☆えるぼし」認証企業となりました。女性の採用拡大や働きやすい企業としてのイメージアップなど本制度のブランドイメージの活用を目指して申請する企業が多く、女性活躍推進の取組が広まりつつあります。



女性が活躍しています！

かわさき☆えるぼし
認証企業

令和6年度「かわさき☆えるぼし」認証企業 58社をご紹介します！（50音順）

【新規16社】

(株)アクタス、(有)アサヒルミエル、(株)エスケー、(株)OIKE、(株)GEMBAコンサルティング、(株)栄電気、(株)澤田組、(株)進晃、(株)スガオ施工、(株)チョウエイ、バリデーター(株)、(株)Fineグループ、(株)丸一設備、(株)山長建材、行政書士法人横浜総合法務事務所、(株)渡久クリエイト

【更新42社（前回、令和3年度認証企業）】

(株)I&I、(株)アイオル、(株)isub、アイシス(株)、麻生建設(株)、あすなろテック(株)、(株)アプリコット、(株)アンテック、(株)インクループ、NTT-ATアイピーエス(株)、(株)エフトリア、大川原建設(株)、(株)大山組、(株)小川組、(株)織戸組、(株)吉忠工務所、協成電気(株)、(株)KEIHIN、(株)興建、(株)小沼工務店、(株)サンヨーシステム、(株)シーエスデー、ジェクト(株)、昌栄電設(株)、(株)伸栄工事、(株)シンヤ、シンヨー(株)、大恵建設(株)、(株)玉川設備、露木建設(株)、東都熱工業(株)、(株)西日本メタル、日崎工業(株)、(株)丸井電設、(株)丸栄建設、(有)丸善興業、三田調温工業(株)、特定非営利活動法人むくの木、野州工業(株)、(株)山根工務店、(株)ランドサーベイ、若井工業(株)

※現在認証中の企業88社（令和4・5年度に認証）に上記58社が加わり、認証企業は計146社となります。
認証企業146社の一覧はこちらからどうぞ！（「かわさき☆えるぼし」認証企業一覧（川崎市ウェブページ））▶▶▶



【問合せ】 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

かわさき☆えるぼし

検索

神奈川県社会保険労務士会 川崎北支部からのお知らせ

社会保険労務士による無料講演会・相談会

社会保険労務士による無料講演会・相談会開催のお知らせです。今年はオンライン形式にて開催いたします。

今回は人事労務・年金の2部構成で、第1部『社員が欠勤？！今だからこそ知っておきたい休職・復職制度』、第2部『2025年の年金制度改正の方向性と中小企業に与える影響について』をテーマとして、経営者・人事労務担当者の皆さまに、お役に立つ情報をご提供します。

日時 令和7年2月20日（木）13時30分～16時30分

会場 オンライン形式

※配信ソフトは『ZOOM』を利用します。

申込 Webフォーム（URLもしくは二次元コード）からお申し込みください。

<https://bit.ly/40ccDOh>

※個別相談希望の方は申込フォーム内に入力ください。

※申込後、参加用ZOOM URLをメールで送付します。

詳細は、神奈川県社会保険労務士会川崎北支部ホームページをご覧ください。

<https://kawasakikita-sr.com/>

申込Webフォーム▲

【問合せ】 神奈川県社会保険労務士会 川崎北支部（担当：菊川）

電話 090-4416-8153

動画版「令和6年版 労働経済の分析」を公開しました

～労働経済白書の5つのトピックを分かりやすく紹介～

厚生労働省は、令和6年9月に公表した「令和6年版 労働経済の分析」(労働経済白書)について、より多くの方にご覧いただくことを目的とした解説動画を作成し、令和6年12月2日から公開しています。

動画では、「3分で読み解く！令和6年版労働経済白書」をはじめとして、「日本はどれくらい人手不足なの？」「人手不足で給料は上がるの？」等、5つのトピックを取り上げ、分かりやすく解説しています。動画版「令和6年版 労働経済の分析」は、厚生労働省のウェブサイトや厚生労働省YouTubeチャンネルからご覧ください。

動画版「令和6年版 労働経済の分析」の概要

■構成

1. 3分で読み解く！令和6年版労働経済白書
2. 日本はどれくらい人手不足なの？
3. どうする？日本の人手不足－介護分野編－
4. どうする？日本の人手不足－小売・サービス分野編－
5. 人手不足で給料は上がるの？



■視聴先

厚生労働省ウェブサイト(動画版「令和6年度版労働経済の分析」)▶

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/24/24-3.html>

厚生労働省YouTubeチャンネル▶

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiAg8vMu6WP2Fk_k1boRoUX



令和6年度版労働経済白書の本文は、厚生労働省ウェブページ(右の二次元コード)からご確認ください。

令和6年版労働経済の分析 - 人手不足への対応▶

2月は省エネルギー月間です！

「省エネルギー」(以下、「省エネ」とする。)とは、石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率良く使うことです。省エネは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。エネルギーの安定供給確保は、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている日本にとって最重要課題のひとつです。また、地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減等のため、積極的な取組が必要です。

冬季の省エネに取り組みましょう

暖房の対策と省エネ効果

重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げる。

約3%

省エネ効果

使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は空調を停止する。

約2%



照明の対策と省エネ効果

可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きする(省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値)。

約8%

省エネ効果

使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は消灯する。

約3%



その他の対策

自動車

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践する。(ふんわりアクセル、減速は早めにアクセルを離す、無駄なアイドリングはしない等)

便座

温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。

電気ポット

使わないときは、電源をオフにする。

OA機器の対策と省エネ効果

長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。

約4%

省エネ効果



給湯器の対策

給湯器の温度を下げて、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合は、省エネタイプのももの検討する。



※省エネ効果は一日間のオフィスでの電力使用量に対する省エネ効果の概算値で、地域・時間帯による違いを考慮に入れた全国平均の値です。地域・時間帯により省エネ効果は変動します。

中小規模事業者向け省エネ診断・脱炭素化取組ガイドブックについて

川崎市では、中小規模事業者を対象とした地球温暖化対策の技術支援策として、専門知識を有するエネルギー管理士等による省エネ診断を実施しています。また、市内企業の脱炭素化の取組を促進するため、企業が抱える課題を解決し、具体的な取組に繋げるツールとして、「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」を作成しています。詳しくは、川崎市ウェブページ(右の二次元コード)からご確認ください。



川崎市中小規模
事業者向け
省エネ診断



川崎市
脱炭素化取組
ガイドブック

2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」です！

不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報じられています。誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、国民一人ひとりがセキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。このため、政府では、サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のため、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」とし、国民の皆さまにサイバーセキュリティについての関心を高め、理解を深めていただくため、サイバーセキュリティに関するさまざまな取組を集中的に行っていきます。

サイバーセキュリティ対策9か条

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、スマートフォンやPCでインターネットを利用する誰もが、最低限実施すべき基本的なサイバーセキュリティ対策として、以下の9つを示しています。インターネット空間の脅威やリスクから身をまもり、更に安全・安心にインターネットを利用していくためにも、この9項目を正しく理解し、実践するようにしてください。

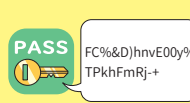
1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう

最新の攻撃に対抗するため、OSやソフトウェアメーカーが提供している修正用アップデートを常に適用しましょう。



2 パスワードは長く複雑にして、他と使い回さないようにしましょう

パスワードは長く複雑にし、機器やサービス間で使い回さないことを徹底して安全性を高めましょう。



3 多要素認証を利用しよう

サービスへのログインを安全に行うために、認証用アプリや生体認証を使った多要素認証を利用しましょう。



4 偽メールや偽サイトに騙されないように用心しよう

フィッシング詐欺メールは年々手口が巧妙になっています。心当たりがあるものでもメールやメッセージのURLには安易にアクセスしないようにしましょう。



5 メール添付ファイルや本文中のリンクに注意しよう

心当たりのない送信元からのメールに添付されているファイルやリンクはもちろん、ファイルやリンクを開かせようとするものには注意しましょう。



6 スマホやPCの画面ロックを利用しよう

スマホやパソコン(PC)の情報を守るには、まず待ち受け画面をロックすることが第一です。短時間であっても端末を手元から離す際はロックを忘れないようにしましょう。



7 大切な情報は失う前にバックアップ(複製)しよう

大切な情報を失っても、バックアップから復元することで被害を軽減することができます。普段からバックアップして攻撃や天災に備えましょう。



8 外出先では紛失・盗難・覗き見に注意しよう

外出先でスマホやパソコンを使う時は、背後からの覗き見に注意しましょう。また、紛失・盗難の危険があるので、公共の場でスマホを放置することは絶対にやめましょう。



9 困った時はひとりで悩まず、まず相談しよう

インターネットでの被害に遭遇したら、ひとりで悩まず各種相談窓口にご相談しましょう。



詳しくは、内閣府サイバーセキュリティセンター委託サイト（右の二次元コード）からご確認ください。

【問合せ】 情報セキュリティ安心相談窓口（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））

電話 03-5978-7509 メール anshin@ipa.go.jp

受付時間 10時～12時、13時30分～17時

（土日、祝日、年末年始は除く。）



みんなで使おうサイバーセキュリティ・ポータルサイト▲

中央ろうきん



〈中央ろうきん〉

SNS公式アカウントのご案内



広告

LINE

お金に関するお役立ち情報や、キャンペーン情報などを配信しています。



Instagram

幅広いお役立ち情報や、当金庫の活動、各種お知らせなどを投稿しています。



YouTube

CMや、お金に関するお役立ちコンテンツ、お手続きの案内などを公開しています。



商品の詳細は〈中央ろうきん〉川崎支店 TEL. 044-200-4321 中原支店 TEL. 044-733-0161

2024年12月21日現在

年次有給休暇の取得促進について

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇を計画的に活用しましょう～

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など会社にとっても大きなメリットがあります。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応したものに改善することが重要です。

年次有給休暇とは

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たしたすべての労働者に付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

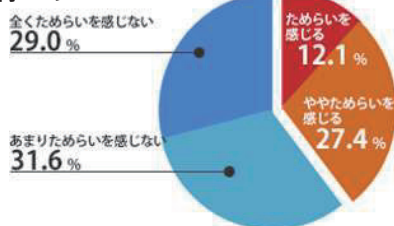
この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

※平成31年4月から、年10日間以上の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対して、年5日の有給休暇を確実に取得させることが使用者に義務付けられました。

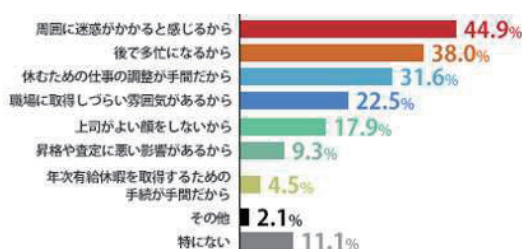
労働者の年次有給休暇の取得へのためらい

全体の約4割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。

年次休暇取得への
ためらい



ためらいを
感じる理由
(複数回答)



※資料出所：令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

年次有給休暇の取得促進は労働者にも会社にもメリットがあります

計画的な年次有給休暇の取得により…

- 仕事の生産性向上!
- 企業イメージの向上!
- 優秀な人材の確保!

地域イベントへの参加!
私生活の充実! 仕事へのやる気向上!

年次有給休暇をしっかりと取得できないと…

- 労働者のストレス増加
- 職場の雰囲気の悪化
- 残業などのコスト増加

心身ともに疲労感…
仕事の能率低下…

休暇の取得をすすめるには

1. 仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図って休みやすい職場環境にしていましょう

厚生労働省において、1か月程度の特別休暇や年次有給休暇の取得が進んでいる企業にヒアリングを行ったところ、1週間ごとにミーティング等を行い、労働者の業務の進行状況等について、所属長(課長など)のみならず、同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことで、当該労働者が休暇で不在となっても業務が回るよう取り組まれている状況が分かりました。各部署において、労働者個々人がしっかりと仕事をすることは重要ですが、仕事をチームで行い、チームの中で仕事の進行状況等について情報共有することで、休みやすい職場環境にしていましょう。

2. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。



働き方・休み方改善▲
ポータルサイト
(厚生労働省委託)

詳しくは、働き方・休み方改善ポータルサイト(右の二次元コード)からご確認ください。

令和7年2月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 11月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.90倍で前年同月と同水準となりました。
 * 11月の川崎市内の有効求人倍率は、0.81倍で前年同月に比べ0.03ポイント下回りました。

年月	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和3年度平均	8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,705	12,269	19,973	107,997	1.22	0.59	0.83	0.91
令和6年 6月	8,961	6,985	15,946	97,633	8,425	13,202	21,627	114,631	1.06	0.53	0.74	0.93
7月	8,741	7,156	15,897	99,790	8,260	12,890	21,150	111,857	1.06	0.56	0.75	0.93
8月	8,830	6,899	15,729	98,607	8,156	12,603	20,759	108,906	1.08	0.55	0.76	0.91
9月	9,334	6,802	16,136	97,409	8,176	12,288	20,464	108,641	1.14	0.55	0.79	0.90
10月	10,112	6,916	17,028	102,623	8,375	12,494	20,869	110,419	1.21	0.55	0.82	0.91
11月	9,887	6,761	16,648	102,190	8,234	12,248	20,482	107,881	1.20	0.55	0.81	0.90
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注1) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
 (注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
 (注3) 川崎（川崎公共職業安定所（川崎南部））の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
 (注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場（全国）

* 11月の完全失業者数は164万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.25倍で、前年同月に比べ0.02ポイント下回りました。

年月	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和3年平均	193	1.0	2.8	1.13
令和4年平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年 6月	181	2.0	2.5	1.23
7月	188	5.0	2.7	1.24
8月	175	-11.0	2.5	1.23
9月	173	-9.0	2.4	1.24
10月	170	-5.0	2.5	1.25
11月	164	-5.0	2.5	1.25
資料出所	総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。
 ただし、完全失業者数は月別、年平均とともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和6年1月から11月の労働災害発生状況は、前年比129件減の983件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		121 (1)	108 (0)	13	12.0
建設業		101 (1)	101 (3)	0	0.0
運輸業		173 (0)	204 (0)	-31	-15.2
その他		588 (2)	699 (1)	-111	-15.9
総計		983 (4)	1,112 (4)	-129	-11.6
資料出所	神奈川労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）				

(注) 件数は休業4日以上死傷、(数字)は死亡者数。
 死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

* 11月の川崎市消費者物価指数は、108.6となり、前年同月に比べ2.9ポイント上回りました。 P：速報値

年月	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和3年平均	370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	106.7	105.4	4	30	503
令和4年平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.3	104.0	6	43	724
令和6年 6月	610,164	602,589	140.7	145.6	12.2	11.6	106.8	2.6	108.2	3.0	104.4	100.0	7	43	820
7月	482,963	459,951	143.9	148.0	12.2	11.8	107.2	2.5	108.6	2.9	100.6	103.1	8	44	953
8月	340,046	327,096	133.6	138.3	11.2	10.8	107.7	3.0	109.1	3.2	99.3	99.7	5	51	723
9月	333,662	326,714	136.1	139.5	12.1	11.5	107.5	2.4	108.9	2.7	113.7	101.3	5	43	807
10月	338,946	328,293	140.5	146.7	12.4	12.2	108.2	2.2	109.5	2.4	P111.2	104.1	6	50	909
11月		P341,892		P146.9		P12.1	108.6	2.9	110.0	3.1		P101.7	9	49	841
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
 (注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
 (注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

使用者の責めに帰すべき事由によって、労働者が就労できなかった場合には、その休業期間中、使用者は労働者に対して平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければなりません（労働基準法第26条）。今回は、休業に関連する相談事例を3例ご紹介します。



「使用者の責めに帰すべき事由による休業」というのはどのような休業のことでしょうか。



使用者の責めに帰すべき事由とは、地震や災害などの不可抗力による場合を除き、使用者の故意や過失の他、使用者の責任とはいえない経営上の障害も含まれます。具体例として挙げられるのは、以下のケースです。

- ①機械のメンテナンスによる操業中止
- ②資材の不足による作業の中断
- ③事業場設備の欠陥
- ④行政の勧告による操業停止
- ⑤経営悪化など会社都合による仕事量の減少

なお、休業期間は時間単位でカウントされるため、1日の業務の一部が休業扱いとなることもあります。その場合は賃金を時給換算し、該当時間分の休業手当を算出して対応しなければなりません。



先日、午前中にシステム障害が発生したため、午後から労働者を休業させました。休業手当の支払いが必要になると思いますが、所定労働時間の途中から休業となった場合、どのように扱えばいいのでしょうか。



一部休業でも平均賃金の60%以上の休業手当が必要です。現実に就労した時間の賃金がこの額に満たないときは、差額を支払う必要があります。

例えば、平均賃金12,000円、時給換算すると1,500円の人が3時間労働して残り5時間が休業になった場合を考えてみましょう。この場合、平均賃金12,000円の60%=7,200円が支払われていれば労基法上の問題はありまないので、3時間分の賃金4,500円(1,500円×3時間)と休業手当2,700円の支払いが必要となります。



台風の上陸により、公共交通機関に影響が生じたため、公共交通機関の影響を受けた事業場は、就業時間中に帰宅させました。このような休業についても、休業手当を支払う必要はありますか。



台風により事業場設備に損害が生じ、事業の運営ができず休業を命じたのであれば、一般的には、不可抗力によるものと考えられることから、使用者の責めに帰すべき事由には該当せず、かつ、使用者の経営上の責任ともいえないことから休業手当の支払い義務は生じないものとされています。

しかし、就業時間中に公共交通機関に影響を受けた事業場で、就業時間中に帰宅させた場合については、会社の判断で決めたことになるため、休業手当の支払いが必要となります。したがって、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が平均賃金の60%に満たない場合には、その差額を支払う義務が生じます。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください▶▶



編集後記

2月といえば立春ですね。立春は、「暦の上での春の始まり」です。「暦の上」では春の始まりですが、実際には今の時期が一番寒く、雪が降ることも多いように感じます。雪が降り積もった翌日、晴れていると、反射していつもより眩しく感じる太陽が雪を解かしてくれますが、路面が凍結して怪我をする危険もあります。自転車で通勤しているので、より一層周囲に注意を払い、交通安全を意識して、気を引き締めたいと思います。暖かい春が早く訪れることを願いつつ、寒さに耐え忍びながら頑張っていきましょう。

川崎市内中小企業の約12,000人が加入しています



川崎市が運営する市内中小企業のための
お得な福利厚生制度

従業員1人につき月額500円で
充実した福利厚生サービスを導入できます！

ライフイベントに合わせた各種給付金【5,000～50,000円】

加入 5年 5,000円	加入 15年 10,000円	加入 25年 20,000円
結婚祝金 15,000円	出産祝金 8,000円	小学校 入学祝金 8,000円
		中学校 入学祝金 8,000円

※ 傷病見舞金 8,000～30,000円、弔慰金 10,000～50,000円

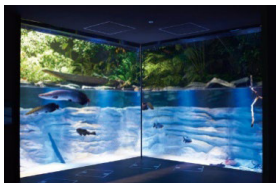


ワーク・ライフ・バランスを支援！ 充実の福利厚生メニュー

グルメをお得に！
食事補助券2023年実績
年間約13,000円分掲載



遊園地・動物園・水族館
等のレジャー施設もお得に！



映画チケット
1,200円～1,500円！
数量限定で500円特別販売も



ギフトカード等の
割引販売！



○宿泊補助（1泊につき会員本人2,000円、会員家族1,500円 計10泊分）
○日帰り温泉利用補助券 ○スポーツクラブ優待 ○東京ディズニーリゾート利用補助券 2,000円分
○食事補助券 ○遊園地・レジャー施設の優待割引 ○人気公演チケットも多数ご案内しています！

事業主様のメリット

給与・手当等
(法定福利費)



福利厚生
(法定外福利費)

損金または経費
として処理可能



かわさきハッピーライフはメリットたくさん！

イメージ
アップ

人材確保

モチベーショ
ンアップ

生産性向上

働き方改革

ワークライフ
バランス



★今なら選べるプレゼント進呈！新規入会キャンペーン実施中★

実施期間：2024年10月11日（金）～2025年2月10日（月）

キャンペーン期間中にご加入いただいた事業所様に、以下のA～Bのうち一つを進呈します！

A.ジェフグルメカード500円×加入人数分

B.ミスタードーナツ商品券3,000円分

【資料請求・問合せ】かわさきハッピーライフ

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 経済労働局 労働雇用部

電話 044-200-2274 メール 28roudou@city.kawasaki.jp

ホームページからも
お問い合わせいただけます

川崎 共済

検索



かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2170号 令和7年2月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598

メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。